

第9号の2様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
- (2) この明細書は、まず、下段の「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」(「④」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「5」まで)を記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
3 「その他4」	法第23条第1項第14号に規定する利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの(定期積金・掛金の給付補填金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等)を記載します。	
4 「収入金額①」	課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)中に支払を受けた金額(所得税・利子割込みの金額をいい、算定期間の末日までにその利払期の到来しているものに限ります。)を記載し、「①について課された利子割額②」には、その支払を受ける金額について課された利子割額を記載します。	
5 「②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③」の各欄	(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」及び「その他4」には、「①について課された利子割額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「公社債の利子2」及び「投資信託の収益の分配3」には、公社債利子等の計算期間のうち元本を所有していた期間(以下「元本の所有期間」といいます。)に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	
6 「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」	元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、政令第9条の8第2項《種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法》の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、政令第9条の8第3項《元本の増加分について利子割額の2分の1を控除する簡便計算法》の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。	銘柄別簡便法による場合には、①公社債②投資信託の受益証券の2グループに区分し、さらにその元本を当該公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとに区分し、その区分に属する元本のすべてについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用します。
7 「公社債利子等の計算基礎期間⑥」及び「⑥のうち元本所有期間⑦」	月数は、暦に従い計算し、1月末満の端数は切り上げてください。	
8 「⑩について課された利子割額⑪」の「都道府県別内訳」	⑩について課された利子割額を、当該利子割額を特別徴収した法第71条の10に規定する特別徴収義務者が申告納入した都道府県ごとに区分し、記載します。	
9 「公社債利子等の計算期末の所有元本数等⑫」及び「公社債利子等の計算期首の所有元本数等⑬」	公社債については所有元本の額面金額により、投資信託については所有元本の数により記載します。	

10 「 $\frac{\text{⑫}-\text{⑬}}{2}$ 又は12 」 ⑭」	<p>(1) 公社債利子等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合 $\frac{\text{⑫}-\text{⑬}}{2}$ 2又は12</p> <p>(2) 公社債利子等の計算期間が1年を超えるものであるものの元本の場合 $\frac{\text{⑫}-\text{⑬}}{2}$ 2又は12</p>	
11「控除・充当・還付を受ける利子割額⑯」の「都道府県別内訳」	<p>銘柄ごとの「控除・充当・還付を受ける利子割額⑯」の総額に「⑩について課された利子割額⑪」の都道府県別内訳を乗じ「⑩について課された利子割額⑪」の総額で除して計算した金額を記載します。</p> <p>なお、按分した後の金額は、小数点以下四捨五入することとし、これらの金額の合計額が銘柄ごとの「控除・充当・還付を受ける利子割額⑯」の総額と一致しないときは、「⑩について課された利子割額⑪」の都道府県別内訳の最も多い都道府県において調整します。</p>	